

障害福祉サービスの体系

訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	児者	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	重度訪問介護	者	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う
	同行援護 ※平成23年10月施行	児者	重度の視覚障害のある人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
	行動援護	児者	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
	重度障害者等包括支援	児者	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
日中活動系	短期入所(ショートステイ)	児者	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	療養介護	者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
	生活介護	者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設系	施設入所支援	者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
居住系	共同生活介護(ケアホーム)	者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	共同生活援助(グループホーム)	者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う
訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練)	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
	自立訓練(生活訓練)	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
	就労移行支援	者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援(A型=雇用型)	者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援(B型)	者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

(注)1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。

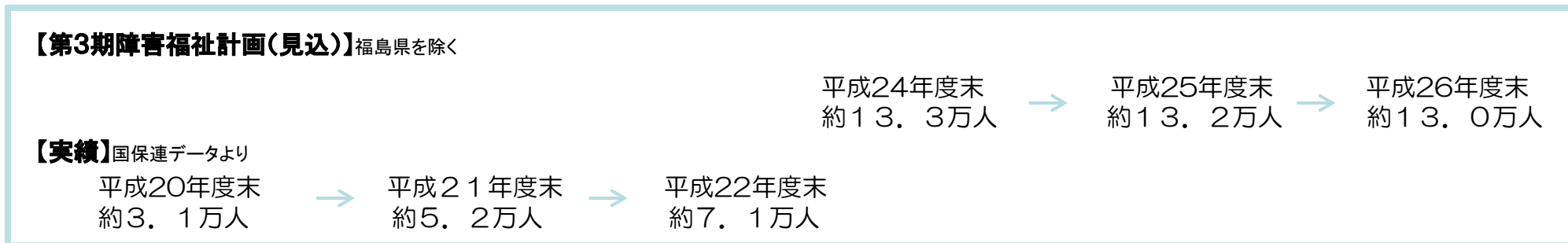
第3期障害福祉計画（平成24年～26年度）の内容（訪問系・施設系・居住系）

1. 訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）



※平成23年10月から同行援護を個別給付化。

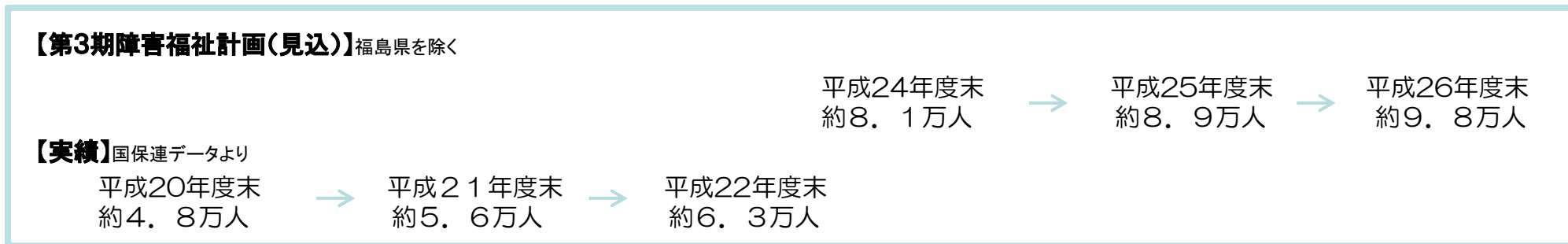
2. 施設系（施設入所支援）



※実績値は新体系サービスの利用者分のみ。

※平成24年度以降は制度改正により児童福祉法から障害者自立支援法へ移行した者を含む。

3. 居住系（共同生活介護・共同生活援助）



第3期障害福祉計画（平成24年～26年度）の内容（日中活動系）

1. 短期入所

【第3期障害福祉計画(見込)】福島県を除く

平成24年度末 → 平成25年度末 → 平成26年度末
約27.7万人日分 → 約30.3万人日分 → 約33.0万人日分

【実績】国保連データより

平成20年度末 → 平成21年度末 → 平成22年度末
約18.0万人日分 → 約19.9万人日分 → 約21.0万人日分

2. 療養介護

【第3期障害福祉計画(見込)】福島県を除く

平成24年度末 → 平成25年度末 → 平成26年度末
約1.5万人分 → 約1.6万人分 → 約1.6万人分

【実績】国保連データより

平成20年度末 → 平成21年度末 → 平成22年度末
約0.2万人分 → 約0.2万人分 → 約0.2万人分

※平成24年度以降は制度改正により児童福祉法から障害者自立支援法へ移行した者を含む。

3. 生活介護

【第3期障害福祉計画(見込)】福島県を除く

平成24年度末 → 平成25年度末 → 平成26年度末
約461.8万人日分 → 約483.1万人日分 → 約505.1万人日分

【実績】国保連データより

平成20年度末 → 平成21年度末 → 平成22年度末
約132.9万人日分 → 約213.7万人日分 → 約275.4万人日分

※実績値は新体系サービスの利用者分のみ。

※平成24年度以降は制度改正により児童福祉法から障害者自立支援法へ移行した者を含む。

第3期障害福祉計画（平成24年～26年度）の内容（訓練系）

1. 自立訓練(機能訓練)

【第3期障害福祉計画(見込)】福島県を除く

平成24年度末
約5.5万人日分 → 平成25年度末
約6.2万人日分 → 平成26年度末
約6.8万人日分

【実績】国保連データより

平成20年度末
約2.9万人日分 → 平成21年度末
約3.1万人日分 → 平成22年度末
約3.3万人日分

2. 自立訓練(生活訓練)

【第3期障害福祉計画(見込)】福島県を除く

平成24年度末
約25.0万人日分 → 平成25年度末
約27.2万人日分 → 平成26年度末
約29.3万人日分

【実績】国保連データより

平成20年度末
約13.2万人日分 → 平成21年度末
約16.3万人日分 → 平成22年度末
約17.4万人日分

第3期障害福祉計画（平成24年～26年度）の内容（就労系）

1. 一般就労への年間移行者数

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とする。

【第3期障害福祉計画】 福島県、京都府を除く
平成26年度末 9,954人

【実績】社会福祉施設等調査（平成20～22年度）、障害福祉課調（平成17年度）より
平成17年度 2,379人 → 平成20年度 3,000人 → 平成21年度 3,293人 → 平成22年度 4,403人

2. 就労移行支援の利用者数

【国の基本指針】

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指す。

【第3期障害福祉計画（見込）】（就労移行支援の利用者）福島県を除く

平成24年度末 54.3万人日分 → 平成25年度末 61.8万人日分 → 平成26年度末 69.5万人日分

【実績】（就労移行支援の利用者）国保連データより

平成20年度末 29.8万人日分 → 平成21年度末 36.5万人日分 → 平成22年度末 36.7万人日分

3. 就労継続支援の利用者数

【国の基本指針】

平成26年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、3割以上の者が就労継続支援事業（A型）を利用することを目指す。

【第3期障害福祉計画（見込）】（就労継続支援の利用者）福島県を除く

平成24年度末 316.0万人日分 → 平成25年度末 340.7万人日分 → 平成26年度末 367.1万人日分

【実績】（就労継続支援の利用者）国保連データより

平成20年度末 103.1万人日分 → 平成21年度末 159.0万人日分 → 平成22年度末 204.0万人日分